

確定申告 相談の受け付けなど

担当 市民税課
☎046(252)8883
☎046(252)3550

大和税務署での確定申告と相談

大和税務署では、確定申告書の提出・相談ができる「確定申告書作成会場」を開設します。

○とき 2月17日(月)～3月16日(月)▽受け付け 午前8時30分～午後4時(提出は午後5時まで)▽相談 午前9時～午後5時

税理士会の「無料申告相談」

給与所得者、年金受給者、小規模納税者(土地・建物・株式等の譲渡所得がある方、住宅借入金等特別控除を初めて受ける方などを除く)を対象として、税理士会による確定申告書の作成・相談会を開催します。

○とき 2月10日(月)・12日(水)▽午前の部 午前9時～正午▽午後の部 午後1時～3時30分(午前8時30分開場)

○ところ 市役所5階5-1

○参加方法 直接会場へ

※希望者が多数の場合、受け付けできない場合があります。

市役所での確定申告と相談

令和元年(平成31年)分

○とき 2月17日(月)

確定申告書の提出を受け付けます。

～3月16日(月) 午前9時30分～午後3時30分(2月24日(月)、土曜・日曜日、祝日を除く)

○ところ 市役所5階5-1 1会議室

相談会

事前予約制の確定申告相談を実施します。申込先以外からの予約はできないので、ご注意ください。なお、確定申告書の提出のみの方は、予約の必要はありません。

○予約受付 2月5日(水)～3月16日(月) 午前9時30分～午後3時30分(2月24日(月)、土曜・日曜日、祝・休日を除く)

○相談日時 2月17日(月)～3月16日(月)▽第一部 午前9時～10時15分▽第二部 午前10時15分～11時30分▽第三部 午後1時～2時15分▽第四部 午後2時15分～3時30分

○ところ 市役所5階5-1 1会議室

確定申告の注意点

公的年金受給者など

公的年金などの収入金額の合計が400万円以下で、公的年金などに係る雑所得以外の金額が20万円以下の方は、所得税および復興特別所得税の確定申告をする

○内容 △相談できる申告 令和元年(平成31年)分の給与・公的年金所得(個人年金、その他雑所得を除く)▽相談できない申告 事業、不動産、譲渡、配当、一時・雑所得(公的年金を除く)、寄付金控除、住宅借入金等特別控除、損失、準確定申告(亡くなった方の申告)、相続・贈与税、消費税、平成30年分以前の申告

○定員 1日120人(申込順)

○申込方法 予約受付期間に電話で申込先へ

○申込先予約専用ダイヤル ☎046(252)8830

※申込先は受付開始までつながりません。また、大変混み合います。

ふるさと納税 ワンストップ特例制度

ふるさと納税を行い、ワンストップ特例申請書を提出した場合でも、医療費控除などのために確定申告を行った場合、ワンストップ特例制度の申請はなかったものとみなされます。確定申告をする際には、ふるさと納税の金額を寄附金控除として申告する必要があります。

医療費控除

医療費控除を受けるには、「医療費控除の明細書」の添付が必要です(領収書の添付不可)。なお、医療保険者が交付した医療費通知を添付すると明細書の記入を一部省略できます。

マイナンバー

確定申告書には、マイナンバーの記載が必要です。申告書の提出時に、マイナンバーおよび本人確認を行います。マイナンバーカード(個人番号カード)またはマイナンバーの分かるもの(通知カードなど)と身分証明書を添付してください。確定申告書を市役所へ提出する方、税務署へ郵送する方は、マイナンバーの分かるものと身分証明書の写しを添付してください。

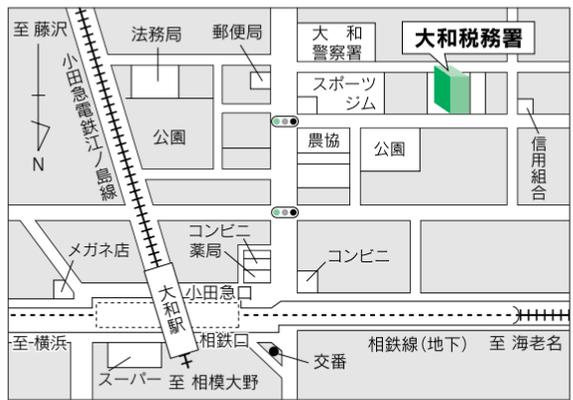
電子申告「e-Tax」

国税電子申告・納税システム(e-Tax)を利用すると、自宅のパソコンなどで電子申告を行えます。電子申告には、マイナンバー

確定申告に関する問い合わせ先

大和税務署

○所在地 大和市中5-14-22
○電話 ☎046(262)9411
※車での来署はご遠慮ください。



後期高齢者医療保険加入の方へ 医療費通知の発送

後期高齢者医療制度加入者が医療機関を利用した記録などを記載した医療費通知は、2月・3月に県後期高齢者医療広域連合から郵送します。この通知は、令和元年(平成31年)の確定申告でも使うことができます。医療費控除を受ける場合は、確定申告まで大切に保管してください。発送時期と記載対象期間は次の通りです。

- 2月中旬発送 平成31年1月～令和元年11月診療分
- 3月中旬発送 令和元年12月診療分

担当 医療課
☎046(252)7213 ☎046(252)7043

公的年金などの源泉徴収票

国民年金、厚生年金などの老齢・退職を支給事由とする公的年金などは、所得税法で「雑所得」とみなされ、所得税が課せられます。公的年金などを受給している方には、毎年1月に「公的年金等の源泉徴収票」が日本年金機構(または各共済組合)から送付されます。確定申告の際に必要なため、申告の必要な方は、大切に保管してください。

※遺族年金、障害年金のみを受給している方には、源泉徴収票は送付されません。

◆源泉徴収票紛失時の連絡先

ねんきんダイヤル ☎0570(05)1165 (平日午前8時30分～午後5時15分(月曜日は午後7時まで)、毎月第2土曜日午前9時30分～午後4時)

※050から始まる電話機からの発信は ☎03(6700)1165、つながらない場合は厚木年金事務所 ☎046(223)7171へ。

担当 国保年金課 ☎046(252)7035 ☎046(252)7043